

Check!!



WebSiteは
こちら!



関西生コンを 支援する会 NEWS

発行：関西生コンを支援する会 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館1F フォーラム平和・人権・環境 気付

裁判所が憲法の番人であることを示すとき

国賠訴訟で意見陳述 [2/3]

「検察官の行為は氷山の一角」

2月3日、国賠訴訟の第2回口頭弁論が東京地裁で開かれた。国賠訴訟は、警察・検察・裁判所による恣意的な長期拘留や憲法違反の保釈条件などに対する賠償を求めて、2020年3月に提訴したもの。この日は、裁判官が交代したため弁論更新手続。はじめに原告を代表して関生支部の湯川委員長が意見陳述した。

湯川委員長はまず、大津地裁であきらかにされた検察官の組合脱退勧奨は氷山の一角だと指摘。国賠訴訟の訴状で指摘した滋賀県警の警察官や大阪地検の検事らによる同様の行為とも考えあわせてみれば、一連の弾圧事件は、「刑事事件とすべき出来事があったから組合員が逮捕、起訴されたのではなく、警察や検察が、生コン業者団体による大規模な組合つぶし事件に便乗して、関生支部という組合を壊滅に追い込むことを目的に仕組まれたものだということをはっきりと示している。警察や検察の言い分を鵜呑みにして、逮捕状や拘留状を乱発した裁判官の責任も重大」と厳しく批判した。そして、「警察や検察の誤った思い上がり^{いち}を糺すという気概をもって、審理をすすめていただくことを希望する」と述べた。

組織的・国家的な弾圧事件

また、国賠弁護団の小川隆太郎弁護士は、あきらかにされた検察官の脱退勧奨は「一検事個人の暴走ではない」とした

うえで、湯川委員長に対する恣意的な長期拘留の実態、さらに、組合事務所への立入禁止や組合員同士の接触を禁じる保釈条件などをみれば、「一連の刑事事件が、原告労働組合をつぶすという違法な目的のために行われた、組織的・国家的な弾圧事件であることがあきらか」だと批判した。

そして、検察官の組合脱退勧奨の事実について、弁護団が申し立てた文書送付嘱託^注をただちに採用して、「裁判官の目と耳で真実を確認してください。私たちが訴えている国家的な刑事弾圧が、そこにあります。今こそ裁判所が憲法の番人であることを示す時です」と力強く訴えた。

なお、1月31日には大阪労働弁護団が緊急抗議集会を開き、抗議声明を採択している。

注・東京地裁が取調べ録画を大津地裁から取り寄せて証拠調べするよう申し立てた。



国賠訴訟に先立ち検察庁前でビラまき宣伝 (22/2/3)

本号の内容

シリーズ・私はこう思う	在間秀和さん	P.2
京都事件、公判始まる		P.3
大阪2次事件控訴審で不当判決		P.4

検察官の組合脱退勧奨 正に国家権力による 組織的不当労働行為

これを権力犯罪と言わずして何と言うのか

「検察官が、被疑者である労働組合員に対し、労働組合からの脱退勧奨…」

この事実だけでも「驚き!」である。検察官の被疑者取調べという場面は、直接的な権力行使の典型的な場面。その場で憲法28条・労組法7条に反する不当労働行為を検察官が行うとは…信じ難い事実である。

横麻由子検事は、組合活動を続けるのかやめるのか、をY組合員に詰めよる、組合員は「黙秘します」と応答、検事は追い打ちをかけ「何のために黙秘していますか?」と更に追い込む、これに対してもY組合員は「黙秘します」。加えて検事は、「やめたいと思ったことがあるんだったら、いままさにやめられる状況だと思いませんか、組合員はこれに対しても「黙秘します」。ここまでくれば、横検事の行為は不当労働行為にとどまらない。

憲法38条は「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」と定め、刑事訴訟法198条2項は「取調に際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をしなければならない旨を告げなければならない。」としている。横検事はこの取り調べに当たって「黙秘権の告知」はしたのだろうか? Y組合員は横検事の許しがたい「問い」全てに対し「黙秘します」と答えている。Y組合員、本当によく頑張ったと思う。同組合員はただ黙り込んだのではない。明確に繰り返して「黙秘権」を行使した。しかし横検事はこの権利行使を認めまいと、ひたすら供述を強要した。しかも、Y組合員の内心にずかずか入り込み、その信念を曲げ、組合を脱退し、運動から離れることを強要し続けたのである。これを権力犯罪と言わずして、何と言うのであろうか!

横検事は特異な存在なのか?

私は、弁護団のメンバーではないが、かねがね、労働運動に対するとんでもない弾圧事件と思ってきた。しかし、この検事調べの事実を知り、正に国家権力による組織的不当労働行為であることを改めて確信した。

「国家権力による不当労働行為」となれば、第3次中曽根内

閣による1987年の国鉄の分割民営化が頭をよぎる。それから20年近く経った2005年11月、中曽根元首相はNHKのインタビューに応じて次のように言った。「国労は総評の中心だから、いずれこれを崩壊させなくてはならない。それで総理大臣になったとき国鉄の民有化を真剣にやった。みなさんのおかげでできた。民有化に一番反対していた国労は崩壊した。そしたら総評が崩壊し、社会党が崩壊した。」

「権力による不当労働行為」として共通する。しかし、関生に対する弾圧は現在進行形である。深刻に受け止めるべき点は、横検事のような感覚の持主が珍しくないのではないか…という社会状況である。横検事が「特異な存在」ではなく、同じような検事も警察官も、はたまた裁判官もいるのではないか、という危惧である。

労働運動の水位をあげることが最大の支援

関生が何故このような大弾圧を受けているのか? 国家として関生の運動は容認できない、ということだろう。

私は、関生の運動は、産業別労働運動としてごく当たり前のことをしていると思っている。それが何故弾圧の標的にされるのか? おそらく、全体の社会状況が沈静化している、つまり、労働者の闘いの水位が下がっていったため、関生の存在が目立つことになった。それを権力が標的にしているように見える。

関生の闘争に対する最大の支援、それは私たちのそれぞれの持ち場で、労働運動の水位を上げること、関生の闘いを“標的”にさせないことではないか。その意味で、私たちは、関生に対してどのような弾圧が行われているのかを知り、そしてそれを多くの人たちに知らしめること、そして、関生に対する弾圧が結局は自分たちの問題であることを認識していくことではないだろうか。



在間 秀和

(ざいま・ひでかず)

1975年～大阪弁護士会。大阪労働者弁護団元代表幹事・日本労働弁護団常任幹事。全金田中機械闘争弁護団ほか多数の労働事件に関与。

大阪ストライキ2次事件控訴審 [2/21 大阪高裁]

控訴棄却の 不当判決

重罰判決を維持

2月21日、大阪ストライキ2次事件控訴審の判決が出された。主文は「本件各控訴をいずれも棄却する」。西山執行委員ら2名に対する懲役2年6月、執行猶予5年という一審判決が見直されることはなかった。

一審判決は、宇部三菱大阪港SSの専属輸送業者に「関生支部の組合員は存在しない」、だから、「関生支部との関係で争議行為の対象となる使用者とはいえないことに照らせば、組合員らの行為が正当行為としてその違法性が阻却される余地がない」として、関生支部の行動が産業別労働組合の団体行動であることを頭から無視。無関係な第三者に押しかけて業務妨害を企てたかのようにとらえて、懲役2年6月という信じがたい重罰を加えるものだった。

労働法学者らから「産業別労働運動の無知・無理解」「労働組合の団体行動としての正当性判断が欠落している」などと厳しい批判が集まった。

産別組合の理解はポーズだけ

大阪高裁第4刑事部宮崎英一裁判長は、こうした労働法の不勉強ぶりに対する手厳しい批判を意識して、「労働組合が労働条件の改善を目的として行う団体行動である限りは、直接労使関係に立つ者の間の団体交渉に関係する行為でなくとも、憲法28条の保障の対象に含まれる」し、関生支部の行動には「輸送運賃を上げることによって、関生支部組合員を含む生コン業界で働く労働者の労働条件を改善しようとする目的があっ

判決公判には100人超の支援者
(22/2/21 裁判所前)



たことは認められる」と軌道修正して、産別運動に理解を示すポーズをとってみせた。

ところが、行動態様についての認定と判断となると一転。「関生支部組合員らの行為は、到底平穏なものとはいえず、「非組合員や同人らの属する企業の権利・利益を侵害することはもとより、非組合員に対する説得活動等としては大きく限度を超えているといわざるをえない。」と断じた。

「企業活動する者にとって当然のこと」

これはおかしい。

弁護団は控訴趣意書などで、大阪港SSに入ろうとするパラセメント車輛の前に立ちはだかったのは宇部三菱セメントや輸送業者らの多数の社員や管理職であったこと、かれらがプラカードを掲げて「車輛を通してください」「業務妨害はやめてください」などと連呼し、それを監視カメラやビデオ数台で撮影したこと、組合員は車輛に近づけなかったこと、出荷予定はほぼなかったことなど、業務妨害は「自作自演」だったと批判した。

しかし、宮崎裁判長はこうした肝心な事実関係には目をつぶり、宇部三菱側が「関生支部組合員らの行動に対抗措置を講じたりすることは、企業活動をする者としていわば当然のこと」とする一方、関生支部の行動は「社会通念上相当と認められる限度を超えているといわざるを得ず、違法性が阻却されるものではない。」と決めつけた。量刑もそのままだ。

一審判決の正当化に腐心した不当判決といわざるをえない。

関西生コンを支援する会 **加入方法** と **年会費**

お申し込みは
郵便振替 で!

00170-8-792379 関西生コンを支援する会

年会費 個人[メール配信]2000円 [郵送]3000円 団体5000円 (1口以上でお願いします)

【お名前/団体名】【おところ】【メールアドレス】を記入して、年会費を添えてお申し込み下さい。
「支援する会ニュース」を登録されたメールアドレス宛てに配信します。

発行元：関西生コンを支援する会 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館1F フォーラム平和・人権・環境 気付
[TEL] 03-5289-8222 [FAX] 03-5289-8223 [E-mail] sien.kansai@gmail.com

